

岐阜工業高等専門学校テクノセンター地域共同利用細則

制定 平成22年3月11日

(趣旨)

第1条 この細則は、岐阜工業高等専門学校テクノセンター利用内規第3条第2号の規定に基づき、岐阜工業高等専門学校（以下「本校」という。）テクノセンター（以下「センター」という。）の共同利用研究室及びものづくり技術開発室（以下「共同利用研究室等」という。）を地域の産業に関連した技術開発及び人材の育成等の地域連携に関わる活動のため利用する場合について、必要な事項を定めるものとする。

(利用者の資格)

第2条 共同利用研究室等を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 本校の教職員及び名誉教授
- 二 本校の学生
- 三 その他センター長が適当と認めた者

(利用の期間・曜日・時間)

第3条 共同利用研究室等の利用期間は、原則として当該年度内とする。

2 共同利用研究室等を利用できる曜日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び本校の定める休業日を除く。

3 共同利用研究室等を利用できる時間は、8時30分から17時までの間とする。

4 前2項の規定に関わらず、センター長が特に必要と認めたときは、利用できる曜日又は時間を変更することができる。

(利用の申請)

第4条 共同利用研究室等を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、様式1の地域共同利用申請書（以下「申請書」という。）をセンター長に提出し、その承認を得なければならない。

2 第2条第二号又は第三号に該当する場合の申請は、本校の教職員が行うものとする。

(利用の承認)

第5条 センター長は、前条の申請書の提出があったときは、センター運営委員会の議を経て承認又は不承認を決定する。なお、承認した場合は申請者に様式2の地域共同利用承認書を交付し、不承認の場合はその旨通知するものとする。

(変更の承認)

第6条 前条の承認を得た者（以下「利用者」という。）が、申請書の記載事項の変更をしようとするときは、改めてセンター長の承認を得なければならない。

2 前項の変更の承認については、前2条の規定を準用する。

(利用の遵守事項)

第7条 利用者は、利用を承認された施設設備を正常な状態で利用するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 施設設備を利用目的以外に利用しないこと。
- 二 利用を終了する場合は、原則として施設を利用開始前の状態に復旧すること。
- 三 施設設備を汚損し、又は損傷しないこと。
- 四 利用を承認された施設設備以外の他の施設設備を利用しないこと。
- 五 その他センター長が行うセンターの管理上の指示に従うこと。

(利用状況報告等)

第8条 センター長は、必要に応じて利用者に対し、利用状況等について報告を求めることができる。

2 利用者は、教育・研究等を終了又は中止したときは、速やかに様式3の地域共同利用報告書をセンター長に提出しなければならない。

(機器の搬入等)

第9条 利用者は、施設で使用する機器を施設に搬入しようとするときは、様式4の地域共同利用機器搬入申請書に關係資料を添付の上センター長に提出し、その承認を得なければならない。

2 センター長は、前項の申請が適当であると認めたときは、様式5の地域共同利用機器搬入承認書を申請者に交付するものとする。

3 利用者は、第1項の機器の使用が終了したときは、速やかに搬出しなければならない。

4 機器の搬入及び搬出に係る経費は、利用者の負担とする。

(経費の負担)

第10条 利用者は、センターの利用に係る経費を別に定めるところにより負担しなければならない。ただし、センター長が特に必要と認めたときは、その一部又は全部を免除することがある。

(損害の賠償)

第11条 センター長は、利用者が故意又は重大な過失により施設設備を汚損し、又は損傷したときは、利用者によるその損害の賠償を求めることができる。

(利用承認の取消し)

第12条 センター長は、利用者がこの細則に違反し、又はセンターの運営に重大な支障を生じさせたとき若しくはそのおそれがあると認められたときは、その者の利用の承認を取消し、又はその利用を一定期間停止させることができる。

(雑則)

第13条 この細則に定めるもののほか、センターの共同利用研究室等の利用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この細則は、平成22年3月11日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年1月6日から施行する。

様式1 (第4条第1項関係)

地域共同利用申請書

平成 年 月 日

岐阜工業高等専門学校テクノセンター長 殿

申請者

所属：

職名：

氏名：

印

下記のとおり岐阜工業高等専門学校テクノセンターを利用したいので、申請します。
記

利用の目的	1 共同研究 2 受託研究 3 その他 (具体的に記載：)
研究等の名称	
研究等の概要	
利用期間・曜日・時間	利用期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日まで 利用曜日： 曜日から 曜日まで 利用時間： 時 分から 時 分まで
利用する施設名	<input type="checkbox"/> 共同利用研究室1 <input type="checkbox"/> 共同利用研究室2 <input type="checkbox"/> ものづくり技術開発室
利用する設備名	
民間等外部機関との共同研究 の場合は、共同研究者の所属・職・氏名・電話番号	
学内利用者の氏名	

様式2（第5条関係）

地 域 共 同 利 用 承 認 書

平成 年 月 日

（申請者）

殿

岐阜工業高等専門学校テクノセンター長

平成 年 月 日付けで申請のあった岐阜工業高等専門学校テクノセンターの利用について、申請のとおり承認します。

様式3 (第8条第2項関係)

地 域 共 同 利 用 報 告 書

平成 年 月 日

岐阜工業高等専門学校テクノセンター長 殿

申請者
所属：
職名：
氏名： 印

下記のとおり岐阜工業高等専門学校テクノセンターの地域共同利用を（終了・中止）しましたので、報告します。

記

研究等の名称	
利用期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
利用施設名	
外部機関名 (民間等外部機関との共同研究等の場合)	
研究等の成果	
備 考	

様式4 (第9条第1項関係)

機 器 搬 入 申 請 書

平成 年 月 日

岐阜工業高等専門学校テクノセンター長 殿

申請者

所属：

職名：

氏名：

印

下記のとおり岐阜工業高等専門学校テクノセンターに機器を搬入したいので、申請します。
記

搬入する機器名	*搬入する機器の仕様がわかる資料を添付すること。
理 由	
設 置 期 間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
設 置 する 施 設 名	<input type="checkbox"/> 共同利用研究室1 <input type="checkbox"/> 共同利用研究室2 <input type="checkbox"/> ものづくり技術開発室
備 考	

様式5（第9条第2項関係）

機 器 搬 入 承 認 書

平成 年 月 日

（申請者）

殿

岐阜工業高等専門学校テクノセンター長

平成 年 月 日付けで申請のあった機器の搬入について、申請のとおり承認します。